

平成 25 年度 松山市廃棄物処理施設審議会
第 3 回 行政対応検討部会 会議録

日 時 平成 25 年 10 月 7 日 (月) 13:00 より
場 所 KH 三番町プレイス 3 階第 1 会議室

事務局から資料に沿って説明の後、委員から以下のとおり発言があった。

- 前回の行政対応検討部会でも議論されたが、構造計算されていない水路を地下に残して最終処分場の設置を認めたことは、本事案の支障が生じた大きな要因の一つである。

※ 愛媛県

国有財産（水路）の用途廃止については、当時の職員に聞き取りを行ったが、書類については一切残っておらず、最終処分場の地下を流れる水路に関してどのような確認がされたのか、㈱レグ（五明環境整備株）に対してどのような指導がなされたかは不明である。

- 愛媛県管轄時期の立入記録や指導記録がないことも原因究明のための支障の一つとなっている。重要な書類は保存年限に関わらず永年保存しておくべきではないだろうか。
- 現在の文書管理のあり方から見ると、平成 21 年までは公文書の管理に関する法律ができていないこともあり、当時の文書管理は不十分であった。
- 愛媛県管轄時期に埋立が禁止されている廃油が埋立てられていたことも、本事案の要因の一つである。
- 松山市管轄時期の問題としては、容量超過の問題が挙げられる。

※ 愛媛県

処分場の地下に水路があることについて、当時も問題視していたように思うが、水路を付け替えるまでに至らなかったことは事実である。ただし、本事案の支障が生じた原因については、その他の要因も考えられるのではないか。

※ 松山市

松山市としては、設置当時に強度の不足した水路が設置されたことにより支障が発生したと考えており、実施計画にもその旨を記載している。しかし、設置当時に愛媛県に対して意見書を提出していたことから、松山市は水路の問題を認識していたにもかかわらず、権限移譲後、水路について特段の措置を講じていなかったことや、容量超過等の不適正な状態が生じたことは、当時の対応としては不十分であったと認識している。

- 本事案では、愛媛県管轄時期、松山市管轄時期それぞれに支障の原因があったことが疑われるものの、現在把握することができる情報だけでは、愛媛県と松山市のどちらにどのような責任があるか、という明確な線引きをすることは難しいと考えられる。
- 愛媛県と松山市それぞれの管轄時期に不適正な状態が見られ、行政の対応も十分でなかったと考えられる。
- 県市が果たすべき役割として、松山市は現在実施している行政代執行や、原因者の責任追及について確実に実施することであり、愛媛県は直接的な事業主体ではないため、松山市の事業の支援を行う、ということであると考えられる。

※ 愛媛県

今後の支援について内部的に決定をしているわけではないが、この部会にオブザーバーとして参加している以上、市を支援していくのが県の役割だろうと考える。

※ 松山市

松山市が事業主体であることに変わりはないので、この意見に賛成である。

- 他市の事案を勘案して、県市の役割を検討すべきである。
- 当部会としては、愛媛県と松山市双方が受け入れ可能かつ妥当な結論を示す必要がある。
- 次回の行政対応検討部会では、愛媛県の支援の方向性を踏まえた審議会への報告案を審議するという形で進めていきたい。

※ 愛媛県

松山市への支援の方向性について、どのような選択肢があり得るのか、検討したい。